

海田町企業版ふるさと納税マッチング支援業務仕様書

1 業務の名称

海田町企業版ふるさと納税マッチング支援業務（以下「本業務」という。）

2 本仕様書の位置付け

本業務に関する提案説明資料として作成したものである。

本仕様書において町が示した要件を達成するための解決手法や実現化手法等について、自由に提案することができる。

3 業務の目的

海田町（以下「本町」）は令和6年8月に内閣府から地域再生計画が認定され、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）の活用が可能となっている。

本制度の積極的な活用を図り、企業に対して「海田町まち・ひと・しごと創生推進事業」（以下「実施事業」という。）を紹介するとともに、企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」）への働きかけを行い、地方創生の充実・強化のために寄附の獲得を目指すものである。

4 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

- （1） 寄附見込企業に対する、寄附に係る一次的な窓口業務（事前の説明、調整及び事務手続き等を含む。）
- （2） 前号の窓口業務を実施したうえで、寄附見込企業を本町に取次ぐ業務
- （3） 寄附見込企業に対して本町及び本町の寄附対象プロジェクトを、能動的に紹介し、本町への寄附を提案する業務
- （4） 寄附見込企業の関心を引く事業選定及びPR方法に係る助言、情報提供等のコンサルティング業務
- （5） その他、本町の寄附獲得に資する支援業務

5 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。ただし、契約満了日の1か月前までに、本町又は受注者からの書面による条件変更の申し出又は契約を継続しない旨の申し出がないときは、本契約は同一条件でさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

6 業務の進捗報告

受注者は、業務の進捗に応じて定期的に本町に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は、本町との協議により定めるものとする。

7 委託料

- (1) 委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受注者が本町に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。
- (2) 成果報酬型：寄附金額×委託料率（1円未満の単位は切り捨てとする）
- (3) 上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- (4) 委託料率の上限は、寄付金額の20%（消費税別）とする。
- (5) 寄附見込企業が本町に対して寄附を行った後、本町は速やかに受注者にこの旨を伝える。各年度の全業務完了後（年度末）、受注者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。

8 支払

- (1) 受託者は、全業務完了時に、町に対し契約履行届の提出を行う。（年1回）
- (2) 町は当該届に基づき検査を行い、検査合格後、受託者は町に対し適法な請求書を提出する。
- (3) 町は当該請求書を受領後、30日以内に受託者に委託金額を支払うものとする。

9 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、町の承認を得なければならない。

10 機密保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。